資料３

（参考資料）

〈頁〉

・国土利用計画法（抜粋）　・・・・・　１

・徳島県国土利用計画審議会設置条例　・・・・・　５

・徳島県国土利用計画審議会運営規程　・・・・・　７

・土地利用に関する計画体系図　・・・・・　８

・森林地域内の「開発行為」と「土地利用基本計画」の変更　・・・・・　９

・土地収用法（抜粋）　・・・・・１１

・事業認定（フロー図）　・・・・・１３

・事業認定実績　・・・・・１４

○　国土利用計画法（昭和４９年６月２５日法律第９２号）

第一章　総則

（目的）

第１条　この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法　（昭和２５年法律第２０５号）による措置と相まつて、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

（基本理念）

第２条　国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

第３条　　削除

第二章　国土利用計画

（国土利用計画）

第４条　国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

（全国計画）

第５条　国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。

２　国土交通大臣は、全国計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

３　国土交通大臣は、全国計画の案を作成する場合には、国土審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければならない。

４　国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事の意見を聴くほか、都道府県知事の意向が全国計画の案に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

５　国土交通大臣は、全国計画の案を作成するに当たつては、国土の利用の現況及び将来の見通しに関する調査を行うものとする。

６　国土交通大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、全国計画を公表しなければならない。
７　国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。
８　第２項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

（全国計画と他の国の計画との関係）
第６条　全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする。

（都道府県計画）
第７条　都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。
２　都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。
３　都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第３８条第１項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かなければならない。
４　都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
５　都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、都道府県計画を国土交通大臣に報告しなければならない。
６　国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
７　国土交通大臣は、第五項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。
８　国土交通大臣は、前項後段の規定による意見の申出があつたときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
９　第３項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

（市町村計画）
第８条　市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。
２　市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。
３　市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならな

い。
４　市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。
５　都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第３８条第１項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
６　前３項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

第三章　土地利用基本計画等

（土地利用基本計画）
第９条　都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。
２　土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。
一　都市地域
二　農業地域
三　森林地域
四　自然公園地域
五　自然保全地域
３　土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。
４　第２項第１号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。
５　第２項第２号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とする。
６　第２項第３号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。
７　第２項第４号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。
８　第２項第５号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。
９　土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。
１０　都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第３８条第１項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議しなければならない。
１１　都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

１２　国土交通大臣は、第十項の規定による協議を受けたときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
１３　都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。
１４　第１０項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

（土地利用の規制に関する措置等）
第１０条　土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、この法律に定めるものを除くほか、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配意しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。

（土地取引の規制に関する措置）
第１１条　土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、全国にわたり土地取引の規制に関する措置の強化が図られるべきものとし、その緊急性にかんがみ、次章及び第五章で定めるところにより、土地取引の規制に関する措置が講じられるものとする。

第七章　審議会等及び土地利用審査会

（審議会等）
第３８条　この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。
２　審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

○　徳島県国土利用計画審議会設置条例　　昭和４９年１０月２９日
　　徳島県条例第４５号

（設置）
第１条　国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）第３８条第１項及び土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第３４条の７第１項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、徳島県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）
第２条　審議会は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が　任命する委員１５人以内をもつて組織する。
２　特別の事項を調査審議させるため、審議会に臨時委員を置くことができる。
３　臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

（任期）
第３条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、再任されることができる。
3　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）
第４条　審議会に、会長を置く。
２　会長は、委員の互選により定める。
３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）
第５条　審議会の会議は、会長が招集する。
２　会長は、審議会の会議の議長となる。
３　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
４　審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、 可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）
第６条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
４　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
５　第４条第３項及び第４項の規定は部会長について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。

（雑則）
第７条　この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附　則
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　徳島県綜合開発審議会条例（昭和二十六年徳島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附　則（平成１２年条例第７号）
この条例は、平成１２年４月１日から施行する。
附　則（平成１４年条例第３０号）
この条例は、土地収用法の一部を改正する法律（平成１３年法律第１０３号）の施行の日から施行する。（施行の日＝平成１４年７月１０日）

○　徳島県国土利用計画審議会運営規程

（この規程の趣旨）
第１条　この規程は、徳島県国土利用計画審議会設置条例（昭和４９年徳島県条例第第４５号。）第７条の規定に基づき、徳島県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（会長の互選）
第２条　会長の互選は、委員による指名推薦の方法によるものとする。
（会議の招集）
第３条　会長が審議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、委員に議案、日時及び場所を通知しなければならない。
（委員の欠席の届出）
第４条　委員は、病気その他の事由によって会議に出席することができないときは、招集の期日前にその旨を会長に届け出なければならない。
（審議会の議事録）
第５条　会長は、議事録を作成し、これに署名押印しなければならない。
（庶務）
第６条　審議会の庶務は、県土整備部用地対策課において処理する。
（土地収用事業認定部会）
第７条　審議会に、土地収用事業認定部会（以下「事業認定部会」という。）を置く。
２　事業認定部会は、土地収用法第２５条の２第２項に規定する事項を調査審議する。
３　事業認定部会の議事は、事業認定部会の議決をもって審議会の決議とする。
４　第２条から第６条までの規定は、事業認定部会の運営について、それぞれ準用する。
（雑則）
第８条　この規程に定めるもののほか、審議会及び部会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則
この規程は、昭和５０年１月２０日から施行する。
附　則
この規程は、平成１２年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１３年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１４年７月１０日から施行する。
附　則
この規程は、平成１７年２月１０日から施行する。

土地利用に関する計画体系図

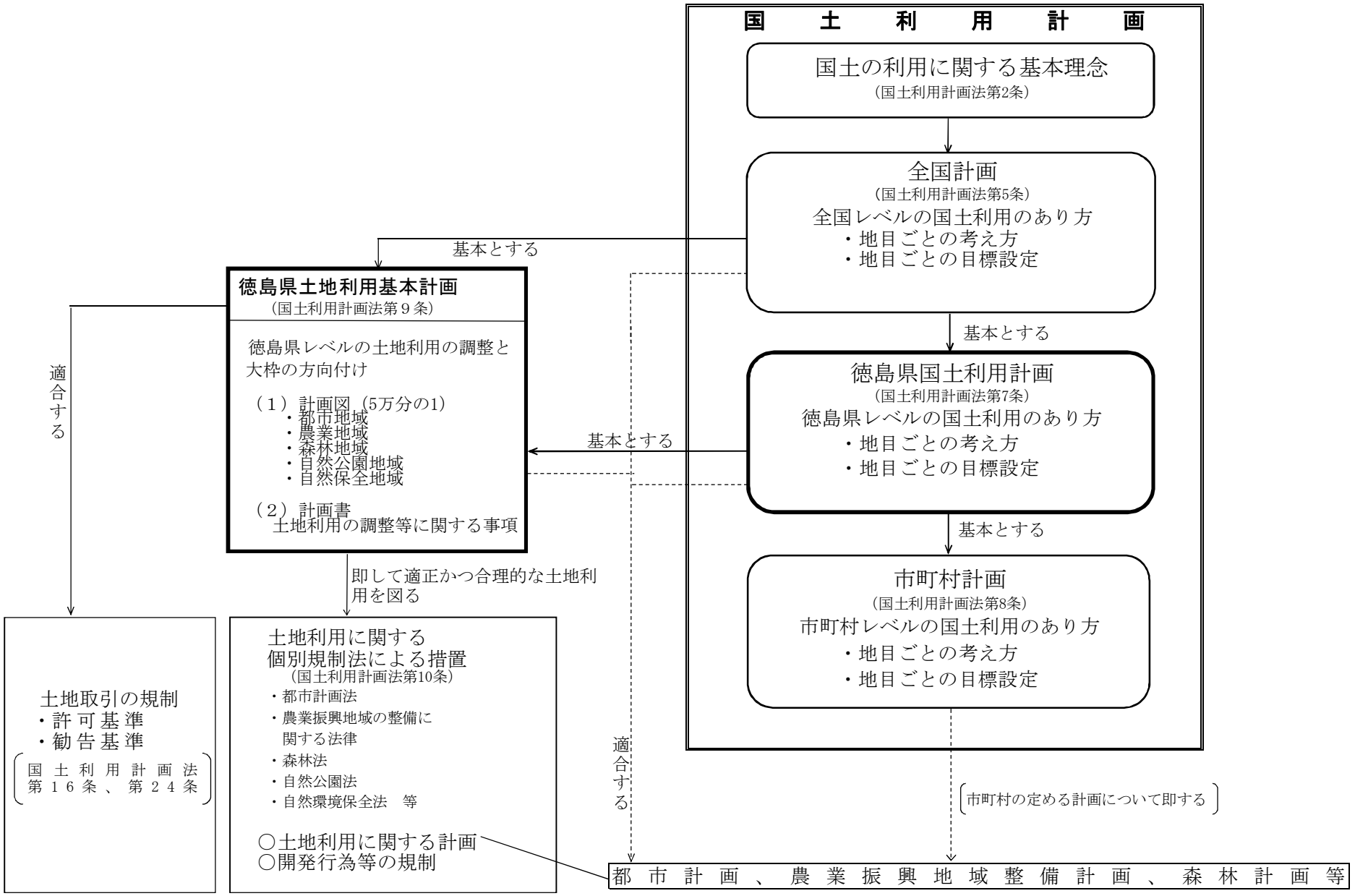

補 足 資 料

森林地域内の「開発行為」と「土地利用基本計画」の変更

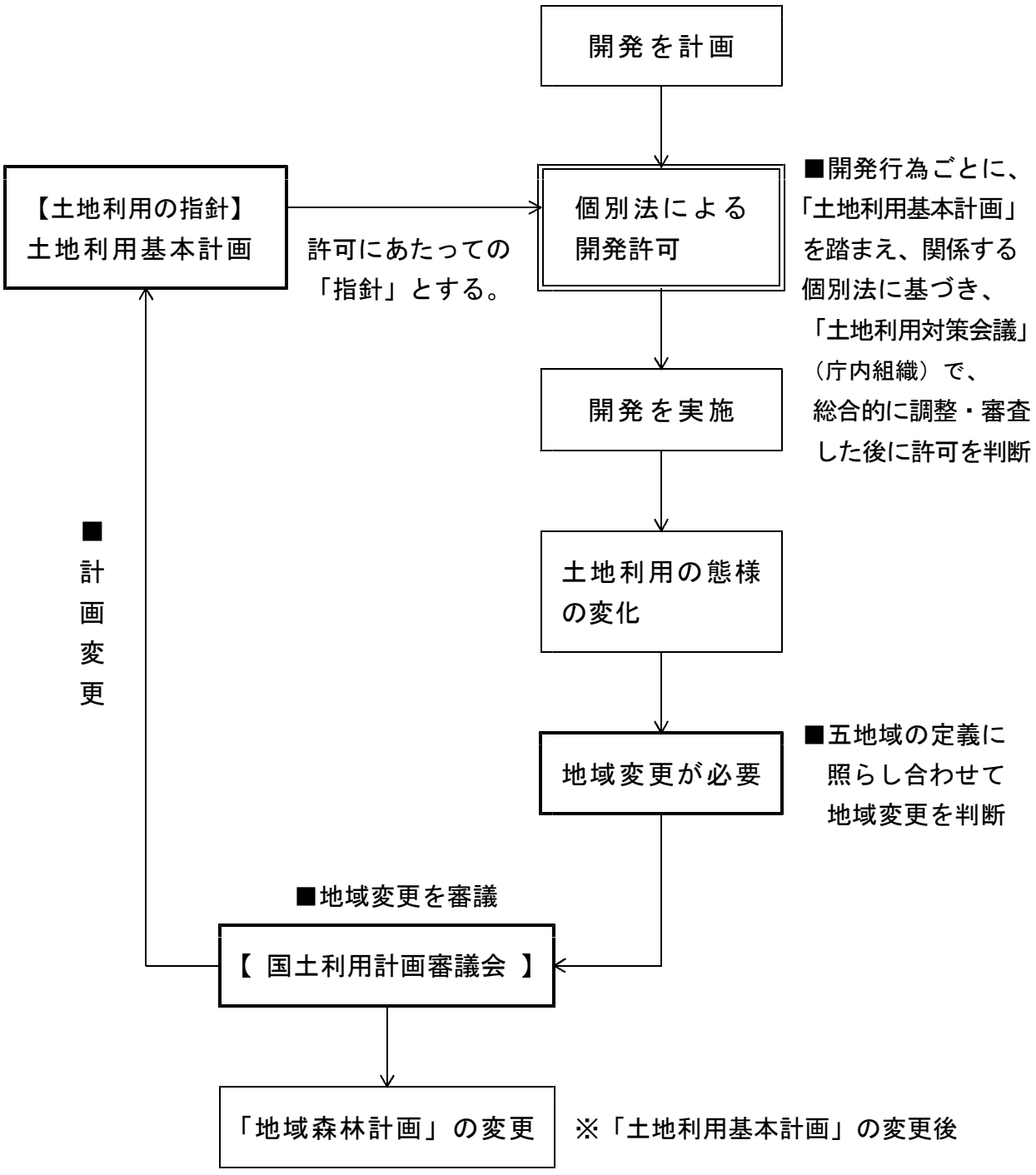

五地域区分の定義

(1)都市地域	一体の都市として、総合的に開発し整備し及び保全する必要がある地域（都市計画区域に相当）
(2)農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域 （農業振興地域に相当）
(3)森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域 （国有林、地域森林計画対象民有林に相当）
(4)自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域 （国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に相当）
(5)自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。 (原生自然環境保全区域、自然環境保全区域、 都道府 県条例の自然環境保全地域に相当)

■ 上記の五地域は、その必要性から範囲を決定していることから、県土面積の約５割で重複している。

土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）～抜粋～

（この法律の目的）

第１条　この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第３条　土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

一　道路法（昭和２７年法律第１８０号）による道路、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）による一般自動車道若しくは専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は駐車場法（昭和３２年法律第１０６号）による路外駐車場

二　河川法（昭和３９年法律第１６７号）が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に関係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもつて設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設

三～二十　略

二十一　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設

二十二　社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）による公民館（同法第４２条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和２５年法律第１１８号）による図書館（同法第２９条に規定する図書館同種施設を除く。）

二十三　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成７年法律第８６号）による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校

二十四　国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法（昭和２２年法律第１０１号）による保健所若しくは医療法（昭和２３年法律第２０５号）による公的医療機関又は検疫所

三十一　国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設

三十二　国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設

三十三～三十五　略

（事業の認定に関する処分を行う機関）

第１７条　事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。

一　国又は都道府県が起業者である事業

二　事業を施行する土地（以下「起業地」という。）が二以上の都道府県の区域にわたる事業

三　一の都道府県の区域を超え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの

イ～チ　略

四　前三号に掲げる事業に係る関連事業

２　事業が前項各号の一に掲げるもの以外のものであるときは、起業地を管轄する都道府県知事が事業の認定に関する処分を行う。

３　国土交通大臣又は都道府県知事は、次条の規定による事業認定申請書を受理した日から三月以内に、事業の認定に関する処分を行なうように努めなければならない。

（事業の認定の要件）

第２０条　国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

一　事業が第３条各号の一に掲げるものに関するものであること。

二　起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること。

三　事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。

四　土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

（社会資本整備審議会等の意見の聴取）

第２５条の２　略

２　都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ第３４条の７第１項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第２４条第２項の縦覧期間内に前条第１項の意見書（都道府県知事が、事業の認定をしようとする場合にあっては事業の認定をすることについて異議がある旨の意見が記載されたものに限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあっては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る。）の提出がなかつた場合においては、この限りでない。

第３４条の７　都道府県に、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

２　審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

事業認定とは

事業認定庁（知事など）が、道路や河川などの公共事業について、土地を収用するのにふさわしい事業であることを認定すること。

事業認定手続の流れ（知事認定）

事前相談

・申請に係る事業が道路法による道路や河川法による河川など土地を収用できる事業に該当するか、または起業者として適格か、などについて検討します。

土地収用法３条

事前審査

・事前相談により調整された事業認定申請書（案）等について、実質的な審査を行います。

事前説明会

・起業者は開催日の８日前までに日刊紙で公告を行い、本申請前に適宜実施してください。

土地収用法１５条の１４、土地収用法施行規則１条の２

事業認定申請

・事前審査により、実質的な審査が終了した案件について事業の認定を申請します。

土地収用法１８条

公告・縦覧

・知事は、起業地が存する市町村長に事業認定申請書の写しを送付しますので、市町村長は縦覧等について公告し、公告の日から２週間、この書類を公衆の縦覧に供します。

土地収用法２４条

開催請求・意見書なし

公聴会

徳島県国土利用計画審議会 土地収用 事業認定部会

・知事は、縦覧終了の報告を受け、利害関係人からの意見書等の提出の有無を確認し、縦覧期間中に公聴会の開催請求があった場合には公聴会を、知事が行おうとする処分と相反する意見書が出された場合には審議会を開催します。認定に当たり審議会の意見は尊重されます。

土地収用法２３条、２５条の２

認定告示

・事業の認定ができる場合には、徳島県報に認定理由とあわせ告示します。事業認定は、この告示により効力を生じます。

土地収用法２６条

●県知事による事業認定件数

平成２６年１２月３１日現在

年　度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
認定件数	9	2	4	2	1	1	1
収　用	0	0	0	0	0	0	0
その他	9	2	4	2	1	1	1

年　度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
認定件数	1	2	2	1	2	2	３０
収　用	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	2	2	1	2	2	３０

●県知事による事業認定事業名

年度	事　　業　　名	起　業　者	起　業　地	３条該当号
H14	北島町老人福祉センター及び北島町保健相談センター駐車場整備事業	北　島　町	北　島　町	３１
	江ノ脇古墳公園整備事業	貞　光　町	貞　光　町	３２
	知的障害者通所授産施設かのん建設事業	社会福祉法人アンドーラ	鳴　門　市	２３
	山川町庁舎保全事業	山　川　町	山　川　町	３１
	徳島市多家良支所及び徳島市多家良中央公民館改築事業並びに徳島市多家良中央児童館新築事業	徳　島　市	徳　島　市	２２,２３,３１
	津波避難施設建設事業（山下地区）	海　部　町	海　部　町	３２
	三加茂町大クス公園駐車場整備事業	三加茂町	三加茂町	３２
	徳島市渭東北公民館及び徳島市渭東北児童館新築事業	徳　島　市	徳　島　市	２２，２３
	那賀川町ふるさと運動公園整備事業	那賀川町	那賀川町	３２
H15	徳島市新病院建設事業	徳　島　市	徳　島　市	２４
	特別養護老人ホームヴィラ勝占及び痴呆対応型老人共同生活援助事業(特別養護老人ホームヴィラ勝占)増築事業	社会福祉法人平成記念会	徳　島　市	２３

年度	事　　業　　名	起　業　者	起　業　地	３条該当号
H16	特別養護老人ホームおおつ苑、老人短期入所施設おおつ苑、デイサービスセンターおおつ、ホームヘルパーステーションおおつ及びグループホームおおつ建設事業	社会福祉法人緑樹会	鳴　門　市	２３
	痴呆対応型老人共同生活援助事業(グループホームこすもす)新築事業	医療法人橋本医院	鳴　門　市	２３
	吉野町町民グラウンド整備事業	吉　野　町	吉　野　町	３２
	松茂町立図書館建設事業	松　茂　町	松　茂　町	２２
H17	喜来地区農業集落排水施設（汚水処理場）建設事業	美　馬　市	美　馬　市	３１
	北島町営東高房墓地新築事業	北　島　町	北　島　町	３２
H18	地域防災拠点施設整備事業	松　茂　町	松　茂　町	３２
H19	明神地区集会所（仮称）建設事業	鳴　門　市	鳴　門　市	３２
H20	津波避難タワー建設工事 （宍喰浦地区）	海　陽　町	海　陽　町	３２
H21	北島町出来須老人憩の家改築事業	北　島　町	北　島　町	２３
H22	吉野川市学校給食センター建設事業	吉野川市	吉野川市	３１
	吉野川市庁舎増築棟建設事業	吉野川市	吉野川市	３１
H23	阿波市新庁舎建設事業及び阿波市交流防災拠点施設建設事業並びにこれに伴う附帯工事	阿　波　市	阿　波　市	３１，３２， ３５
	阿波市学校給食センター建設事業及びこれに伴う附帯工事	阿　波　市	阿　波　市	３１，３５
H24	美馬市庁舎増築棟建設事業	美　馬　市	美　馬　市	３１
H25	石井町役場庁舎建設事業	石　井　町	石　井　町	３１
	美波町立病院建設事業及びこれに伴う附帯工事	美　波　町	美　波　町	２４，３５
H26	津波避難タワー建設工事（宍喰浦地区）及びこれに伴う附帯工事	海　陽　町	海　陽　町	３２，３５
	東みよし町町営原墓地新築事業	東みよし町	東みよし町	３２